

国際租税協力枠組み条約を巡る交渉の状況

CNEO (Center for New Economic Order)

青葉 博雄

2024年9月24日

自己紹介

- PSI (Public Services International) 東アジア事務所代表
- GATJ (Global Alliance for Tax Justice) 世界委員会委員
- CNEO (Centre for New Economic Order)代表

欧州を拠点とする次のグローバル・ネットワークに参加

- CS FfD Mechanism's Tax Justice Workstream (ITAプロセス)
- CS FfD Mechanism's Systemic Issue Workstream (FfDプロセス)

メールアドレス：aoba.hiroo@gmail.com

国連国際租税協力枠組条約ToR起草特別委員会

20か国の代表者で構成（議長1名、副議長18名、報告者1名）

*日本は選出されず。

2月20日-22日 特別委員会手続き会合

4月26日-5月8日 第1回実質会合

6月7日 ToR（付託事項）ゼロドラフト発表

6月21日 加盟国、市民社会団体等のインプット提出期限

7月19日 ToR交渉文書草案

7月29日～8月16日

国際租税協力枠組条約ToRに関する交渉

9月～ 国連総会にて審議→採択

国連国際租税協力枠組条約ToR案の採決（8月16日）

賛成 110、反対 8、棄権 44

（反対 8 カ国：米国、英国、カナダ、オーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド、韓国）

比較：「国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の促進」決議の採決の際は先進国を中心に48か国が反対した。反対した多くの国が棄権に回った。

- 維持されるべく要素（守り）

- 持続可能な開発という目標と、国際的な租税規則の公正さとの明確な関連性を持つ全体的な目標（7. a）
- 自国の課税主権と他国の同権利を尊重する義務と結びつける原則を含む、明確な原則（7. b）
- 「初期議定書で取り組むべき優先課題」については、少なくとも将来においてすべての課題がカバーされるべきと考えている。
- 課税権の公正な配分と多国籍企業に対する公平な課税
- 富裕層に対する効果的な課税
- 不正な資金の流れ
- 環境問題への税制措置による対応

- 追加されるべき要素（攻め）

- 開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則（Special & Differential Treatment: S&D）
- 国内および国間の不平等を削減するという目標（SDG 10）
- アジスアベバ行動アジェンダのパラグラフ22に沿った、累進課税制度推進の原則とコミットメント；
- 逆進性／消費税を通じて女性にかかる不均衡な税負担を是正する；
- 採掘産業への課税
- 効果的かつ包括的な自動的情報交換、公開の真の所有者および資産に関する台帳、包括的な国別報告書の公開、税制優遇措置に関する公開の透明性など、透明性に関する具体的なコミットメント。
- 市民社会の参加
- 国際的租税イニシアチブの開発と環境保護のための革新的な資金源としての選択肢
- UNFCCC(国連気候変動枠組条約)、CBD（生物多様性条約）、CEDAW（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）、SDGs、国連人権枠組に含まれるものを含む、各国の他の主要なグローバルなコミットメントや、国際的な資金動員に関する関連するコミットメントとの明確なリンク

国連国際租税協力枠組条約ToR議長案の概要

<原則>

- a) 普遍的アプローチと開発途上国等の特別なニーズへの配慮
- b) 他の加盟国の租税主権の尊重
- c) 国際人権法との整合性
- d) 公正な課税権の配分による持続可能な開発、など。

<2つの議定書>

* 一つ目の議定書

デジタル化とグローバル化経済において、国境を越えてのサービスへ課税

* 二つ目の議定書（以下の優先分野から選択する）

a) デジタル化経済への課税、 b) 不正な資金フローへの措置、 c) 租税紛争の予防と解決、 d) 富裕層による脱税と租税回避への対処と課税

CS FfD Mechanism's Tax Justice Workstream (ITAプロセス) による評価

(口頭説明)

今後の流れ

第2委員会 (経済成長と開発)

アフリカグループによる決議案提出 (10月?)

PBI (Programme and Budget Implications assessment)

第5委員会 (国連の行財政)

PBIに基づく事務局構成等の検討・決定 (12月)

租税条約交渉委員会

2つ目の議定書のテーマに関する検討・決定 (2025年2月)